

(平成 26 年 3 月 6 日 午後 2 時 15 分 再開)

●議長 (小林幸雄) 議席番号 7 番、酒井聡議員。

◆7 番 (酒井 聡) 議席番号 7 番酒井聡であります。今回の一般質問の通告は、ウィルス性感染症対策についてであります。ウィルス性感染症と言いますと、数多くありますがこの中でも我々一般生活の中で、特にかかりやすい、そして、誰もがその脅威にさらされるであろうインフルエンザ、そして新型インフルエンザ、あとノロウィルスそういった 3 点のところについて伺ってまいります。町長の掲げるところの安心安全安住の町づくりという大スローガンがありますけれども、その観点の中で、日頃町民の皆さんが健やかに日常を送るということは何よりだというふうに考えるわけであります。しかしながら、現代社会のこの性質上、人ですとか物ですとかそういったものの移動というのは避けて通れません。国内規模、世界規模、移動は常にこう、途切れる事は無く続いているわけでありまして、そういった社会に合わせるようにインフルエンザですとか、ノロウィルスですとか、そういった細菌性の感染症の元となるウィルスも、その活動範囲を全世界規模で広げているというのが現状ではないかというふうに考えます。先に開催されましたソチオリンピックにおきましても、日本人選手がこのインフルエンザにかかったですとか、他の国の選手もインフルエンザにかかったですとか、そういった情報も入ってまいりましたし、少なからず 4 年に 1 度のその晴れの舞台であります。その競技に影響を与えてしまったと、そういった報道も耳にしております。こうした現代社会の性質上、ウィルス自体を根絶させるということは非常に難しいところでありまして、もしこれが出来るようなことがあったらそれこそノーベル賞ものの発明ではないかというふうに考えるわけでありまして、では我々には何が出来るのか、と言いますとそれを拡散させない事、蔓延させないこと、そういったところに主眼をおいて予防と蔓延防止に関して、行動しなければならぬのかなと思います。また、こういった問題に関しましては、例えば県にも担当部局がございます。保健所もございます。また、行政にも、行政といえますか市町村にも専門の担当部局がございます。当町には町立病院もございます。そういったこの信濃町としての取り組みについて伺ってまいりたいと思います。

まず、インフルエンザについてですが、本年 2 月 5 日に長野県内はインフルエンザ警報が発表されております。最新の情報というのはまだ私もチェックはしていませんが 2 月の最終週で、県としての警報はちょっと引き下げるレベルにはなりつつあるであろうと、ただ、長野保健所管内、長野市保健所管内はまだ予断を許さない状態である、というふうに聞いておりますし、昨日の本会議の中の住民福祉課長の答弁の中にも、信濃町においてはこれからまだまだ予断を許さない状態が続くであろうという話でございました。この警報の出し方というのが、県内 87 箇所あります内科、小児科の定点観測地、これ 1 週間当たりに 30 人のインフルエンザ患者を超えると警報レベルであると、というような出し方をしてありまして、長野県の場合 2 月の 1 番頭の週ですか、最大 44 人まで達して、これはもう大変なことだということで、警報を出したというふうになっております。こういった季節性のウィルスによる感染症、そして後で触れますノロウィ

ルスもそうですけれども、非常に感染力が強いということで社会生活に少なからず影響を与えるものであり、封じ込めるにはやはり行政レベルとして力を入れていかなければいけないのかなど、いうふうにも考えるわけであります。

そこでまず新型のインフルエンザ対策について町の取り組みについて伺ってまいります。若干時間を戻しまして平成 21 年の話をさせていただきます。平成 21 年に新型インフルエンザ A 型の H1N1 というのが始めて確認をされ、メキシコを始め海外では多くの死者が出た、あの、世界的なこういった大流行のことをパンデミックというのですが、それに近い状態になったということでありまして、当然ワクチンですとかそういった有効な封じ込め策というのが確立をされていない中で、日本といたしましても、その未知なる疾病が上陸をしてくるということで空港ですとか港湾ですとか、人の移動の制限ですとか、そういった、言ってみればパニックの状態になったというのを記憶しております。先輩議員の方の中にもこういった取り組みについて当時質問されておられまして、私も今回議事録というのも参考にさせていただいたんですけれども、当町におきましてもその年の 5 月ですか、信濃町新型インフルエンザ対策本部というのを設置したと、で、それにあたりまして感染と流行を抑えるために、行動計画を作成して提示をしたと、議会においては全協と書いてありましたかね。そちらの方で提示をしたというような内容であったかと記憶しております。その当時のことも改めてまたご説明をいただきたいのと、本年に至りますまで 5 年近く経過をしております。状況が変わったということはこの後またやってまいります、新型インフルエンザ対策本部がこの 5 年間の間その 1 回ぼっきりだったのか、あるいはそれ以外にもやはり設置に至ったかどうかどうなのかそういった実態をまずうかがいたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 色々ハプニングがあるようなもので。ただいま酒井議員から冒頭、私が掲げている安全安心、最初は安定という安 3 つだったわけでございます。平成 18 年の選挙の時に使って依頼、あれからあちこちで各地の政治家が安全安心を使われるようになって、流行り言葉になってきたのかなという思いでございます。2 期目の選挙の時には安定から安住を目指すということで、安全安心安住ということを言わせていただいているわけですが、そのお題目に合った町づくりのためにこのインフルエンザの問題を今回、議員は取り上げられました。古くは SARS があったかと思えます。もっと前から言いますとエイズもありましたし、それからエボラ出血熱とか色々なことがございました。でもインフルエンザに関わることと言えば SARS が始まりで、その次に H5N1 ですか、それで、その時から新型インフルエンザという言葉が使われたというふうに私は記憶しております。大変そういった意味では色々な病気、昔はインフルエンザといえただ風邪で済んだようなことだったと思うんですけれども、最近はそのような意味で色々対応を迫られるというところがございます。そういったことを通しまして平成 21 年の事例を引き合いに出されたわけでございますけど、この件につきましては総務課の方から、お答えさせていただきたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛） それではご質問にお答えをいたします。町も、議員さんが今ご説明されました経緯で平成 21 年の 5 月に信濃町新型インフルエンザ行動計画を策定いたしましたして、その中で新型インフルエンザ対策本部の設置要綱を定めました。そして平成 21 年の 5 月 1 日に、新型インフルエンザ対策本部を設置いたしました。この経過、行動計画に基きまして、住民の皆様への広報等を通じて本部の設置や感染予防等についてお知らせをしてまいりました。本部を閉じましたのは、国から終息宣言が出されました翌年の 3 月でございます。その後、このような恐れが無いこともございまして現在まで対策本部を設置してございません。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 丁寧に説明をいただきましてありがとうございます。あの、時代が変わったといえますか、この当時作られた行動計画、今も有効であるかどうかそれは中身を精査しないと分からないところなのですが、24 年の 5 月に新型インフルエンザ等、対策特別措置法、あと長いので、特措法と言ってまいりますけれども、この特措法が制定されて今施行されているところでありますが、この法律何をうたっているかと申しますと、新型インフルエンザ感染の脅威から国民を守る、まずこれが大前提であるという事、国に対してはいち早くこのワクチンであるとか、この予防策を講じるようにという事、それと都道府県、あと市町村に関してはもし発生した場合の蔓延を防止するための行動、これを計画立ってやるようにとそういった内容が主なところであります。通告にもあり、書かせていただきましたが、この中で第 8 条というのが、市町村の行動についてうたっているところがあります。その中でですね、特に第 8 条市町村行動計画の中の特に第 6 項、市町村長は市町村行動計画を作成した時は速やかにこれを議会に報告するとともに公表しなければならない。もう法律でこれを作って下さいというふうに明文化をされているわけなのですが、施行されて若干時間は経ちやはり国は、県は国に準じ、市町村は県に準じというところが本音ではないかと思えますけれども、長野県の計画がどの程度策定されているのかということも条件になるところでありますけれども、この行動計画を新しく作るべく行動計画についての町の今のところどういったところまで行っているのか、進捗状況など説明いただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村政光） 進捗状況でございますが、昨年より長野県医療圏内におきます医師会、歯科医師会、それから薬剤師会、看護師会、消防薬品卸協同組合、それから市町村、それに保健所の関係機関におきます協議によりまして、長野医療圏における新型インフルエンザ対策に関わる医療体制がこの 2 月 14 日に整ったところがございます。これによりまして新型インフルエンザが発生した場合における重症、中等症、入院

等の場合、軽症、入院の場合、それから後方支援入院における医療機関などの役割等を決定したところでございます。長野県のインフルエンザ対策本部条例が昨年 4 月 13 日に施行され、26 年度中には町の行動策定に向けまして現在作業を進めているところでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。あ、酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 酒井でございます。昨年 4 月に県の方でその条例をまず制定、整理をしたと、いうところは承知をいたしました。で、またこの法律同法律の中の 35, 36 条ですか、県に準じて市町村対策本部を組織する旨、それとその対策本部にいかなる権限を持たせるのか、そういったこともうたわれております。目先を変えるといいますが、こういった表現をちょっと取りたいと思うのですが、多くの議員同僚議員の皆さんが質問に上げておりますその、防災計画。これをどういう経緯というか、こういったプロセスで策定するかといいますが、まず防災会議を条例で定めると、創る条例がありその災害対策本部はいかなるものかというものをまず条例で制定すると。その条例で定められたところの防災会議が、防災計画を策定するとそういった流れになろうかと、なっていたのではないかなというふうに思うのですが、この特措法 35, 36 にうたわれています市町村本部をまず組織立てよ。そしてそこで計画を立てよ、36 条でこういった権限を持たせるのだよということ、これ条例で制定してから動くべきものではないのかなと私は解釈するんですけども、そのへんの見解をちょっと伺いたいのですが。

●議長（小林幸雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛） 新型インフルエンザ等対策特別措置法が議員さんが説明されましたとおり平成 24 年 5 月に制定をされました。それで、第 26 条で都道府県は新型インフルエンザ対策本部条例を制定しなければならない規定が設けられております。で、37 条で市町村はこの第 26 条を準用するとなっております。町においても新型インフルエンザ等対策本部条例を制定しなければなりません。現在これに関わる条例案を策定して町長の決裁をいただいております。近いうちに議会に提出をしたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） まことに前向きな動きがあるという事で解釈いたします。市町村ごと独自に条例を作るといこともさることながら、これやはり長野県から準用を求めると、県に準ずるといようなところもかなり要素として濃いのではないかなと思うわけで、信濃町だけ予防策としてこういったものを作った。隣の飯綱に行ったら違う事、そういうふうにはならないように、やはり近隣の町村ですとか、そういったところと調整する必要もあろうかと思うのですが、そのあたりの見解はいかがでしょう。

●議長（小林幸雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛） これに関わります条例につきましては、長野県は制定してございます。町は県に準じて策定をしているものでございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） ぜひ、早急にこれは事を進めていただきたいというふうに考えます。今季の頭ぐらいですか、そのインフルエンザの報道の中で、変異型といわれる発症例、北海道を中心ですけれども、今まで一般的に使われていた抗インフルエンザ薬が効かないウィルスが出てきたと、これは非常に驚異的なことでありまして、ウィルスを彼らという表現はどうかと思いますけれども、彼らは彼らなりに進化をしている。我々もその、それを防ぐために進化をしなければならないのかなと、いうふうに考えております。早急なる対応が求められると思います。改めて町長の見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 一番は議員のおっしゃられる対応策なるものが、その効かないといわれるインフルエンザに効く薬を作ってくれる人が早く出てきてくれることだろうというふうに思っています。しかし、私共も手をこまねているわけにはいきませんので、私達に出来る範囲で、対応を出来るように整えていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） ちょっとまた特措法の中で、またちょっと違う話をさせていただきます。28 条というのがございまして、特定接種というものの、登録を呼びかけていると。この特定接種というのは、何であるか。新型インフルエンザ等が発生した場合、例えば医療機関であるとか、最終的にはその、物流に携わる、人員の輸送に関わる、そういった業者に対してインフルエンザ、新型インフルエンザにかからないように、前もってその特定接種を受けてください。ただこれは厚生労働省に認可をした団体でなければ受けられないと、そういった条件がついているようでありまして、当然町内にも町立病院ですとか、そういった老人福祉施設ですとか、そういった団体あるわけですけれども、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要があるということで、当町の方でこの実態を把握しているのかどうかをまず伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村政光） 28 条の関係につきましては議員のおっしゃるとおり登録等が必要になっております。で、現在この登録の申請が 2 月の 21 日と 3 月の 3 日までと

いうふうに区切られているようでございまして、当町内におきましても、2 月に 21 日までには医療、医療関係者等が申請を行っている、というふうに聞いております。また 3 月の 3 日までにつきましても、その他の従事者ということで聞き及んでおりますが、現在信越病院等につきましても、また町内歯科医診療所、薬局等につきましても申請・登録をしているところというふうに認識しております。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） これあの県の部局、担当のほうからのスケジュールといいますか、そういったものをちょっとコピーしてきたんですけれども、平成 26 年 3 月 20 日もうすぐなんですけれども、これで都道府県から厚生労働省に対して登録を申請すると、結局県経由になるのかなというふうに思います。今課長の答弁の中にもありましたけれども、スケジュール的にはもう締め切りをしなければならないのかなというふうなところまで来ております。これ、事前に告知ですとか説明ですとか、そういったその担当の団体、あと業者さん、そういったところに対しての告知というのは事前にあったものなのでしょうか。確認をいたします。

●議長（小林幸雄） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村政光） その件についてはちょっと承知しておりません。ただ、信越病院等につきましては、おそらく申請しているものと思われまますので具体的な手続きは事務長の方が分かるのではないかと思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 小川病院事務長。

■病院事務長（小川三冬） それでは、病院での感染対策として今まで酒井さんからお話がありました件についてひと通りちょっとお話しをさせていただきたいと思えます。病院では、感染対策委員会による感染対策マニュアルを作成してございまして、インフルエンザ、また新型インフルエンザが発生した場合にはそれに基づきまして迅速な対応をしております。ということで、特に今ほどありました新型インフルエンザの対応につきましては、平成 21 年度には町内にてインフルエンザが多数発症した際には医師や看護師が患者の宿泊先の旅館まで出向いて診療にあたった経過がございまして、それから、感染者の隔離の目的から急遽、保健センターに発熱外来を設置して診療にあたり、また、新型インフルエンザと疑われる症状の方には事前に電話をしてから、病院の職員の案内に従って来院するようオフトーク放送を流して感染拡大を食い止めた経過等もございまして、それで、今年度の新型インフルエンザの対応としましては、院長自ら長野医療圏新型インフルエンザ対策協議会の委員として会議に出席してございまして、万一新型インフルエンザの県内感染があった場合には、病院の西側の病棟 30 床を隔離しまして新型インフルエンザの入院患者さん用に対応するという予定で県の方へは届出を出してお

ります。また、既に、新型インフルエンザのその特定接種、特定接種登録の申請済みであります。万が一の受入時にすぐ対応できるよう、新型インフルエンザ等発症時における診療継続計画というのも医療機関に義務付けられておりますので、それも今作成しているところでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 今事務長の方から事細かに説明がありました。あとでノロウイルスと絡めて総合的に伺いたいというところも全部やられてしまったような感じも、いたしますが、私もあの、あまり大きな声で言えないかもしれませんが、先週インフルエンザにかかりまして信越病院にお世話になりました。自分がかかったのが時間帯が時間帯でしたので、外来の患者さんがまずおられなかった事、時間外で早朝だったということもありますけれども、隔離という言葉自体ちょっとあまり良い印象を受けませんけれども、最終的にはそういった措置も必要になってくるのではないかなと思います。今、あの、隣の保健センターを使用して、インフルエンザの皆さんそちらへという話がありました。これは今年だけの措置ではなく、これからずっとその措置を続けていくと、そういう解釈でよろしいのでしょうかね。

●議長（小林幸雄） 小川病院事務長。

■病院事務長（小川三冬） 通常のインフルエンザですと咳きやくしゃみによります飛沫感染をするため、感染予防には常日頃からマスクの着用と手洗いの徹底を呼びかけています。また、外来ですと発熱、それから呼吸器症状があるインフルエンザの疑いがある患者さんにつきましては、院内の待合室の一角をカーテンで仕切り感染待合室として利用させていただいて、他の患者さんへの感染を防いでいる状況です。今ほどは通常のインフルエンザと新型インフルエンザと一緒に話になっておりますけれども、通常のインフルエンザの飛沫感染程度ですと、今現在の信越病院の、臨時の感染待合室等の対応で充分対応できるというふうに伺っております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） そこまで話しを持っていただいたので、こちらもちょうと用意したものを順番を変えてやりたいと思いますが、病院内での対応、一般的なインフルエンザについてはそういった対応が取られているということでもあります。インフルエンザはその病院内で感染するというのも怖いわけですが、病院に行く道中、患者さんの移動手段によっては、ちょっと感染しやすい状況も生まれてこようかと思えます。別にオフオークをお聞きの皆さんにデマンドというのがちょっとそれに当たるのかなとも、思ったりするわけです。症状が出て当然病院に電話をする、通院をする、日頃デマンドを使われている方はそのままデマンドに乗って来られると思います。当然その時

はインフルエンザであるというその自覚も無ければ、診断も無いわけで、そのままウィルスをその車の中に残してしまうというようなことをまず考えられないだろうか。そういったときに、症状によって、デマンドであったりタクシーを使ってくださいであったり、病院の車を差し向けますですか、そういった対応は現状やっていないですよ。まずそこを確認、もう一回、インフルエンザかもしれない患者さんが通院をする時に、外来をする時に当然その患者さん本人は今インフルエンザであるという自覚がない、ましてやそのちゃんと診断も行われていないその状態の中で、ウィルスを仮に持った場合、病院のほうにどうやってお越し下さい。デマンドなのかタクシーを使ってくださいなのか、病院のほうから車を差し向けますから別にとか、そういった対応が取れるのかどうか、取っているのかどうか含めて伺います。

●議長（小林幸雄） 小川病院事務長。

■病院事務長（小川三冬） インフルエンザでも症状によってかなり違います。先日、院内でもインフルエンザの発症がありました。実は2月の末にこすもす病棟の入院患者さんが3名、それから職員が数名インフルエンザを発症しましたため、直ちに保健所への報告と共に、院内の緊急感染対策委員会を開きまして、これ以上の蔓延を防ぐために、こすもす病棟の入院患者さんと職員へのタミフルの予防内服を実施しました。それで、住民向けにはオフトーク、ちょっと聞いていただけたかどうかわからないんですけども、来院時のマスクの着用と病院入り口でのアルコール消毒液での手洗いのお願い、それからこの時期に病院へのお見舞いは控えていただくように、お願いしました。本当に病院は特に体力や抵抗力の弱い高齢者の方が多いために、感染すると重症化の心配があります。幸いにも今年の症状は比較的軽くて、皆さんその後も順調に回復に向かっております。それで、前回のその新型インフルエンザが流行っていた時の対応としましては、まず病院には誰もが来るものではない、症状によって健康な方は病院には来ないで下さいというような、そのぐらいな気持ちで、こちらからまずそういう疑わしい方につきましては病院の外で、職員がまず対応をして、それからその症状に合った対応の仕方をするという、対応をさせていただいた経過があります。ですから、感染した方は他の方につかない、また、健康な方は病気の方から感染しないという両方の部分があるかと思うんですけども、デマンドの対応ですけれども、そこまではちょっとこちらで病院としてはまだ考えてない状況でございます。そちらについてはまた総務課の方でお答えいただければと思います。

●議長（小林幸雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛） インフルエンザになり、その症状の程度によっては救急車という方法もございます。やはりインフルエンザかどうか分からないということになりますと、それぞれの方がマスク等をしてそれぞれ対策をして公共のバス、タクシー等、それから自分の車等で対応していただきたいと思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） この程度にとどめ、あとで総合的なところでまたその話に触れてまいりたいと思います。時間の関係もございますのでちょっと次へ、次に進みたいと思います。

次にですね、ノロウイルス感染、ノロウイルスというのが造語というふうに聞いております。一般的にはそのウィルス性胃腸炎、というふうに言われているというそうでありまして、これも昨今、日本のあちこちで色々と問題を起こし話題になっております。特に、給食センターですとか、公共のそういったところを感染源とした事故ですかね、それが多く報道されております。今年の 1 月には、静岡の浜松で児童中心におよそ 1000 人、広島では中学生を中心におよそ 320 人、いずれも学校給食を特定原因と、いうふうに断定をされております。同じく 2 月は今度給食センターではないにせよ、所沢市内の高校生 260 人が行事に参加した際に感染をしたと。こういったことによって、学校の臨時休校、それと給食事業者の広島の場合でしたか、あ、静岡でしたか、しばらくの間営業禁止ということにまで事態は拡大をしております。一方長野県内で、これ良かったなというふうに思う例がですね、先月 17 日付、2 月 17 日付けの報道なんですが、伊那市の中学校で給食調理員がどうも体調が悪いと、で調べてみたらそのノロウイルスをどうも発症していたということが分かり、急遽給食を止めたと、でその日は弁当を持ってくるようにとすばやい判断を講じたおかげで 840 人の生徒、何事も無く学校生活を送ったと。これは、あるべき姿ではないのかなというふうに思います。ノロウイルス、私も 10 年近く前ですか、1 回かかったことがあります。死なないとはいうことではありますが、かなり辛いです。その当時その病院に行くべきか行かざるべきかという議論もありました。私は行った方なんですが、外来の時間かなりご迷惑をおかけしたのかなというふうにも思います。10 年近く前の話ですので追々お許しをいただきたいんですけども、元気に働けるその体力のある世代というのは、家で寝れば治るよというような話も聞きます。ただ、乳幼児ですとか高齢者ですとかちょっと体力に自身の無い方、かなり重篤な事に陥る危険性もあります。給食ということではちょっと触れさせていただきますが、町も給食センター、小中学校、全ての小中学生に対して給食を提供しております。衛生管理、安全管理そういったこと徹底されていると思いますけれども、現状をまず伺いたいというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 伊藤教育次長。

■教育次長（伊藤 均） それでは、給食センターの現状でございますが、調理員は毎日、朝、健康観察を作業前に行う、調理員だけではなくて、その調理員の家族に嘔吐や下痢の症状が無いかをまずチェックいたします。そのチェックでちょっと体調が悪いとか、そういう部分につきましては調理作業には従事しないと、疑いのあるときは従事しないということを徹底しております。あと作業前、作業の色々な過程がありまして、それが代わるたびにそれぞれ、手洗いとかそういうマニュアルを作りまして、それに沿った厳

重な手洗いを行っております。また、食器、調理器具等は十分な洗浄を行い殺菌乾燥を行っております、なおかつまた調理施設のアルコール消毒も行っております。その中で、先日も学校給食、衛生管理の基準を徹底して調理作業を行って、食中毒の防止に努めていただきたいという通知もありましたので、改めてその通知を皆さんにお伝えした中で徹底してやっております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 今あの調理に携わる職員の皆さんの安全管理について、の答弁であったかと思えます。他にもその携われる方がおられると思えます。例えば食材を納入される業者の方であるとか、そういった方に対しての指導、そういったものは、なされているのかどうか。伺います。

●議長（小林幸雄） 伊藤教育次長。

■教育次長（伊藤 均） 給食センターには栄養教諭が毎日の食材等、受渡しを実施しているわけで、その時にやはり今、こういう状況の中でノロウィルスの対策をやっているという業者にはお願いしてですね、健康状態等の中でチェックをしておる状態です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） あの、人間というのはどういうものでしょうか。その浜松や広島でこういった大きなことがないと多分あまり関心を持たない、という節もちょっとあるわけですね。ただこれは子供たちの日頃の安全に関わるものであります。よそがこういうことを起こしたからではなく、日頃安全管理を徹底していただきたいというふうにお願いをいたします。

今まで、ノロウィルス、それと新型インフルエンザについて現状といいますか、あと、特措法に対する取り扱い方、そういったことを聞いてまいりました。今度は具体的に、では我々はどういうふうに行動をすればいいのか、ということについて触れさせていただきます。町の例規集にはこういったものに対して何をしなければいけないという要綱もございません。町の職員の皆さんの規則の中にもこういったことは多分うたわれてないかなと思えます。感染した側、そして感染を食い止める側としてこれからちょっと行動的なものを、行動規範といいますかね、そういったものを予防策として制定してもいいのではないかな。こういったものを作った自治体というのは多分ないと思うんですけども、条例ではなく要綱程度にとどめて、こういったものを作るべきではないのかなと思えます。テレビですとか、雑誌ですとかこういったものに対してのウィルスに感染したときの、対応について色々な情報があります。病院に行くべきだ、いやかえって院内感染を増やす、助長していただけなので行くべきではないですとか、一体我々は何を信じたらいいのか、そういったところにもなるわけではありますが、町として行動をまず

どう取るのかというような要綱なり、規約なりそういったもの作って注意喚起するということも必要なのではないのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村政光） 行動に関するご質問でございますが、まず私共、日頃オフトークにおきまして、保健師が保健便りという時間を設けさせていただいております。これは水曜日の夜にやっておりますがそこで色々話をさせていただいているわけでございますが、この機会を通じまして住民の皆様には正確な情報提供、例えば流行っている病気の症状等につきましてもお知らせしているところでございます。で、議員がおっしゃいますように更に一步踏み込んで、行動に関し要綱を設けるということになりますと、私の考えるところでは、ある程度は個人の行動に制限を加えたり、先ほど言葉も出ましたが隔離策等を取らせていただいたりするというようなこと、また、学校、保育園それから事業所、また高齢者の施設等につきましても幅広く協力を求める必要が生じる事態になるのでは、なるのではないかというふうに考えております。いずれにしましても非常に多くの皆様のご協力をいただかないとなかなか難しいというふうに考えられるところでございますので、もう少し、考えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） こういった感染症・特定された感染症に関しては、保育園あるいは小学校はまず、治癒証明書をいただかないと当園、登校出来ない仕組みになっていたかと記憶しておりますが、それは今でも変わりませんか。

●議長（小林幸雄） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村政光） 保育園について申し上げますと、議員さんがおっしゃるように証明書を頂戴しております。以上です。

●議長（小林幸雄） 伊藤教育次長。

■教育次長（伊藤 均） 小中学校についても同じく証明書をいただいております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 乱暴な言い方をするとこれを大人には当てはめられないのだろうか。私も、先日かかった時、5 日間はまず外出をしないで下さい。それと出来るだけ人に会わないで下さい。あくまでそれは住民福祉課長が言われたとおり自己の判断、というこ

とが積み重なっていくということになると思います。役場の職員もそうですし、病院の職員の皆さんもそうですが、業務上多くの人と接しなければならないという、そういう公的な仕事されている方がおられると思います。中にはインフルエンザと言われるのが嫌だから病院には行きたくない、そこまでは無いと思いますけれども、そういった話も耳にしないわけではありません。「まず隗より始めよ」ではありませんけれども、職員の中からこういった規約を作っていくということ、まずそこは検討できないものでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛） ウィルス感染症等のご質問の中に、職員についてもお話がございました。これについては市町村レベルの対策要綱というご提案でございます。これについては、まず必要であるかどうかを判断して、どのようにしていくか、町の方で決めていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 国のほうには感染症法という法律があります。正式には感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律、長いので感染症と言いますがけれども、非常に危険なウィルス性の感染症というのを、第 1 類から第 5 類まで、5 つのグループに分けて、1 から 3 に至ってはそれこそ化学兵器に使われそうなものすごく危険なウィルスですとか、そういったものが指定されておりまして、この 1 類から 3 類にかかったらもうとにかく都道府県知事で命令なんですね。で、もう外出をするな。隔離しますよと。ただ私達のこの身近にあるインフルエンザ、ノロウィルス、こういったものは第 5 類、もう自己判断であります。新型インフルエンザの中でも鳥インフルエンザの一部がこの件の事例にはまるというふうになっております。やはり何か起きてからではなく、何か起こす前にこういったものの整備、行動機関を定めて整備をするというのは必要ではないのかなというふうに思うんですけども、再度伺います。

●議長（小林幸雄） 北村住民福祉課長。

■住民福祉課長（北村政光） 先ほど申し上げましたように、例えば事業所等につきましては、その経営に関わってくる等の問題等もございます。売上が落ちるとか、あるいは生産低下に繋がるとかということもございますので、庁舎内の事につきましては総務課の方で職員に対して出勤停止等の措置を取る事はすぐにはできないのではないかと思います。民間の事業者の方につきましては、私共の方からそれを協力するにあたりましては、ある程度経済活動等の阻害もございますので、もう少し考えさせていただきたいということでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 当町の場合、観光地であります。その民間の中に不特定多数が集まる施設というの、旅館、ホテルそういったものが多いという現状もあります。ノロウイルスに関してはちょっと名前は、これ以上言いませんけれども過去にも事故的な発生があったというふうに記憶しております。内側から蔓延をさせないように努力をしているんだよというアピール、これは、観光の面でも安心感を与えるのではないかなと考えますけれどもいかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤一男） 3 年ほど前にある観光施設で発生いたしました。私も当時病院の職員でございましたが、大変な騒ぎでございました。ただ、ああいったものは修学旅行とか、そういったもので、突然入ってくるということで大変防ぐのは難しいかと思うんですが、何らかの対策は必要だとそういうふうには思っておるわけでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） その観光施設に関して、1 番怖いのは起きたその事実よりも風評だと思うんですよね。ここで起きたよ、という。ただそれを未然に最小限に収めたよ、ここはしっかりしているんだよということも、アピールになるのではないかな、誘客のアピールになるのではないかなというふうに考えるわけですけど、見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤一男） そうですね、あの問題についてはかなり長引きました。あとで経営者の方に伺いますと 1 年間程、大きな影響があったというふうに聞いております。その後、随分、その施設では気をつけているようでございますして、その後発生したという話は聞いておりませんので、ただ、おっしゃるとおり 1 度発生したということはなかなか消し去る事は出来ませんし、なかなか難しい話だと思いますし本当に充分注意していかなくてはいけないことだと、そんなふうには思っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 確かに、住民福祉課長の話のとおり民間が絡む仕事でありますので、あ、絡む内容でありますので色々な皆さんの理解とか、そういったものがあるというのが前提にあると思います。町民の健康、安全を守るということ、我々もお互いに自助と言いますか、お互いに守っていかねばならないというその自覚を持たなければいけ

ないのかなというふうに思います。要綱、規約云々という話につきましてはまた時間をかけて今後もじっくりやらせていただきたいというふうに思います。どこも他の市町村で作っていないものを作るということもまたひとつの、何と申しますか、考え方、町の皆さんに対して安全に対してここまで考えているんだよという考え方を、表すものだというふうにも思います。冒頭にお話にも出しました、町長の掲げるその安心・安全・安住の町づくり、日頃町民の皆さんが健やかに日常を送るということ、これを支えるということ、これは非常に大事な事だと思いますし、インフルエンザの感染、新型は別としてインフルエンザの感染で死亡者が出てしまうということは非常にまれな事例であるというふうに聞いております。医学も進んでおります。ただ、少なからず、そういったリスクは私達日常生活の中で、意外と身近にあるという事、このリスクを消し去るということ、これを季節性ですから 1 月になったらやるとか、そういうことではなく、常日頃から考えていかなければならないのかなということであり、そういったことを意識しながら政策を進めていくということが、町長の言うところの安心・安全・安住の町づくりの根幹ではないかなと思うわけですが、町長の見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 先ほどの過去の事例の場合、まさに議員の言われていることをやっても良かったんだと思います。ということは、病院が医師が看護師と共に施設に行って、患者を移送するとその間でまた拵がってしまう。あるいはこちらで収容できかねるというような大人数であったということ、そういったところに対して医師、看護師が逆に施設に馳せ参じて患者の診療にあたったと、これは町外の人にとって、信濃町に行けば医師が看護師が来て直接見てくれるんだなど、そういった意味では、外来の人に対しては安心の出来る町だという植え付けというかアピールは出来たと思います。で、これからのことをございますけども、行政としてはどうしたらどうする、どういう状況になったらどうするんだというひとつのルール作りというものは、これは考えておく必要があるだろうなど、ただそれは、1 回も動かないで済む事にそれが 1 番いいことだと思うんですけども、そういった準備だけは、心構えだけはしておく必要があるかと思えます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 非常に前向きな答弁をいただいたというふうに解釈をします。特措法に対して町がどうするべきかというのはまた別の問題で、法律に定められた事を条例として制定していったというのはまた別の話であります。日頃の私達の安全、安心を守るということ、このウィルス感染症に対しましては罹らない予防策を講じるということと、ワクチン接種ですけれど、それと蔓延を予防するという事、その両輪で政策を展開をしていくと、そして町の皆さんの日頃の安全を図って頂くという事、改めてお願いをして以上で質問を終わりにいたします。

●議長（小林幸雄） 関連質問のある方。6 番吉岡議員。

◆6 番（吉岡輝明） 議席番号 6 番吉岡照明でございます。酒井議員のノロウィルス対策に関連いたしまして、ちょっと関連質問をさせていただきます。

今年度はおかげさまで町内の発症事例は無いんでございますけれど、長野県内ではあちこちで発症例が伝えられております。私は信濃町食品衛生協会の副会長を引き受けておりまして、約 200 件を越す食、町民である食協の会員の代弁者としてこれから申し上げたいと思います。ノロウィルスの事案が発生いたしますと、ほとんどの場合集団食中毒として発表され、我々食協会員、食品提供事業者にその責任を問われるのが現状でございます。しかし、ノロの事案が発症した場合、通常の食中毒とは異なり、食事を原因としての感染が広がる事例は少なく、ノロウィルス保菌者を介しての感染となっております。すなわち、インフルエンザとか風邪と同じように、人から人へ感染してしまうと、それが現実でございます。ノロはあの、予防として塩素でしか消す事が出来ません。通常の煮沸消毒とか、アルコールには一切効かないんですね。ですから、普通の飲食店で消毒する煮沸消毒とかアルコール消毒は一切効かない、そういう事例をぜひ皆さんにも認識していただきたいと思っております。また、マスコミ報道でもありますように、ノロの菌は皆が持って、保菌していても発症しない例が多々あるわけでございます。我々食協の会員は、年 2 回春と秋に検便を行っておりますが、ノロの保菌検索は行われておりません。その理由はその検便の検査をする、長野県食品衛生協会の中にある食品衛生試験研究所に、その検査機器がないとのことであります。その検査を個人で行いますと 1 検体で 10000 円近く費用が要してしまい、その負担は多大となりほとんど行われていないのが現状でございます。そこで、私といたしましては、町として県や保険所に対し、ノロウィルス感染症を食中毒から除外してもらうようお願い出来ないか。それを、まず、お願いしたいと思っております。非公式に保健所の先生方と懇談の場で、保健所の先生方もこのノロウィルスは食中毒から外してもらうと本音では助かるなど、いうふうなお話を聞いたこともございます。

それと 2 つ目は、ノロウィルスの保菌検索が安価で行えるように早急に食品衛生試験研究所にその検査機器の導入をお願いしてもらいたい。先ほど、町内の調理師、給食センターでも、従業員の健康管理はされているというお話はございましたけども、多分ノロのウィルスを持っているかの検査はしていないと思います。そういった意味で、安価で食協の会員、会員のみならず、食協の会員等が安価でノロウィルスの保菌検索が出来るようなことを、県や保健所に要望していただきたいと思うんですけど、そのへんの町としての見解をお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 吉岡議員、あの、関連質問としてはですね、これは本来は認められないタイプです。あくまで酒井議員と執行者とのやり取りの中で矛盾があるとか、不足があるとか、そういったことを聞いていただくのであって、今の場合に中毒から除くのだ、安価で提供しろだのというのは、これはちょっと筋が違うというふうに判断いたします。従いましてこの関連質問は受けられませんので、御容赦お願いしたいと。

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録(3 日目)

◆6 番（吉岡輝明） どうも申し訳ございませんでした。

●議長（小林幸雄） 以上で酒井聡議員の一般質問を終わります。この際、3 時 25 分まで休憩といたします。

(午後 3 時 14 分)